

# 桓武天皇の侍臣・菅野真道

前田晴人

## I はじめに

桓武天皇は孝徳朝新政（大化革新）に活躍した中臣（藤原）鎌足やその子不比等の後裔である藤原氏一族を政権運営上きわめて重視した。藤原氏は奈良時代より官僚機構の枢軸を掌握し、また外戚の地位を利用して事実上天皇家の藩屏の地位に立っていたからである。承和十（八四三）年七月に没した藤原緒嗣の墓伝に、かつて桓武天皇が「詔して曰はく、緒嗣の父微りせば、予は帝位を踐むことを得むや。・・・其の父の元功を、予は尙忘れじ」と語つたと伝えている。緒嗣の父とは藤原百川のことであり、桓武は百川の「元功」すなわち陰陽の働きにより即位にこぎつけることができたとするのである。

しかし、天皇は在位中に一度にわたる遷都の大業と東北地方での三次にわたる蝦夷征討戦争を遂行していく上で、伝統的・保守的な政治勢力と化していた藤原氏のみに依拠することはできなかつた。藤原氏に対置する形で天皇が重用しようとした人材には和氣清麻呂のような地方豪族出身者や帰化人系の有能な官人たちがいた。蝦夷征討で大將軍として活躍した坂上田村麻呂は東漢氏に出自する武官畠の大立者であるが、文官畠で桓武天皇の有力なプレーとして名を馳せたのが津連真道こと菅野朝臣真道であつた。

本論では菅野真道の諸事績のうち、祖先系譜の作成問題を中心に桓武朝の考察を深めてみたいと思う。卑位から

立身した真道が自己の先祖の系譜を百済王室につなげるという大胆な操作を行つた理由や意図の本質がどこにあるのか、あるいはなぜ真道がそれをしなければならなかつたのかなどの問題を検討してみる必要があり、そこから桓武天皇が発想した独自の国家統治の根幹・構想に関わる重要な問題を引き出し得るのではないかと考えられ、桓武が敷いた国家構想がその後の歴史において日本国家の本質的性格と運動の指向性などを規定することになったと思量されるのである。

## II 菅野真道の祖先伝承

『続日本紀』延暦九(七九〇)年七月十七日条は長大な上表文で構成されている。上表文は天皇に對して臣下が個別・臨機に自己の政見を表明する手段として認められていた上申文書の一種で、問題の上表文を共同で天皇に奉呈したのは左に掲記した四人の人物である。

左中弁正五位上兼木工頭

百濟王仁貞

治部少輔從五位下

百濟王元信

中衛少將從五位下

百濟王忠信

圖書頭從五位上兼東宮學士左兵衛佐伊予守 津連真道

上表文に連署している三人の百済王氏の人々と津連真道とは、百済系帰化人とはいえその身分・出自や来帰の時期などはまったく異なる。百済王氏らは上表文の内容に異議がなく、むしろ積極的に文意が正しいことを証する必要のために加署させられたとみてよいだろう。百済王氏は六六〇年に滅亡した百済国最後の義慈王の本物の子孫であつたことと、日本在住の帰化人のなかでは政治的に卓越した身分と経歴とを誇示していた関係上、真道の主張す

るところを確認するには最適の人選と言えたのである。その上、当年一月二十七日にはすでに桓武天皇が自ら「詔して曰はく、百濟王等は朕が外戚なり」という驚くべき声明を発表していた。天皇と百濟王氏とは血縁系譜に連なる関係にあることが公表された直後に上表文が奉呈されたのである。ただ、百濟王氏について詳しくは別の機会に論じる予定があるので、ここでは末尾に名前が挙がっている津連真道を中心にして議論を展開していくこととしたい。

なぜなら、この上表文を自ら構想し執筆したのが真道であつたからである。表文の冒頭に「真道等が本系は云々」とあり、真道は自己の先祖の渡来と王権への奉仕の由来に関し彼なりの歴史的な説明をしようと思図している。しかも、表文奉呈の表面上の理由は真道が新しい姓氏を天皇から得ることにあつた。「真道等は生きて昌運に逢ひ、天恩に沐するに預る。伏して望むらくは、連姓を改め喚へて朝臣を蒙り賜はらむ」とあり、結果的に「勅して居に因りて姓首野朝臣を賜ふ」という榮誉に預かることができたからである。しかし、真道は貴姓を得るために上表を行つたのではなかつた。

推考するに、真道らの行為は天皇近侍の臣としての単なる野心によってのものではなく、おそらくは天皇の意向・企図をきわめて強く反映し、むしろ天皇の積極的な慾懃を得ての行為であつたのではないかと考えられるのである。なぜなら、桓武天皇は真道らが主張している祖先系譜を公式に認定することで、何らかの構想に基づく政治的目的を達成しようとしていたと考えられ、改氏姓のことはその目的に付随する二次的な手段以外の何ものでもなかつたからであると考えられるのである。そこで、桓武天皇の政治的企図を明確にするため、以下には真道が主張しようとしている祖先系譜の全文を引用することにするが、長い文章なので理解しやすいように読み下し文にして内容ごとに段落を付し、筆者なりの解説を施していくこととしたい。

A 真道等が本系は百濟國の貴須王より出でたり。貴須王は百濟の始め興れる十六世の王なり。それ百濟の太祖都

慕大王は、日神靈を降し、扶余を奄ひて國を開き、天帝籙を授け、諸韓を惣べて王を称せり。

B 降りて近肖古王に及びて、遙かに聖化を慕ひ、始めて貴國に聘せり。是は則ち神功皇后撰政の年なり。

C 其の後輕嶋豐明朝御宇応神天皇、上毛野氏の遠祖荒田別に命じ、百濟に使いして有識の者を捲り聘めしむ。國主貴須王恭しく使いの旨を奉り、宗族を詰び採りて、其の孫辰孫王一名智宗王を遣し、使に隨ひて入朝す。天皇嘉めて、特に寵命を加へ、以て皇太子の師と為す。是に於て、始めて書籍を伝へ、大に儒風を闡けり。文教の興れることは誠に此に在り。

D 難波高津朝御宇仁徳天皇、辰孫王の長子太阿郎王を以て近侍と為す。太阿郎王の子は亥陽君、亥陽君の子は午定君。午定君は三男を生めり。長子は味沙、仲子は辰尔、季子は麻呂なり。此より別れ、始めて三姓と為る。各々所職に因りて以て氏を命ず。葛井、船、津連等が即ち是なり。

E 他田朝御宇敏達天皇の御世に逮り、高麗國使いを遣して鳥羽の表を上る。群臣諸史これを能く読みること莫し。しかるに辰尔進みて其の表を取り、能く読み巧みに写し、詳らかに表文を奏す。天皇其の篤学を嘉め、深く賞歎を加ふ。詔して曰はく、勤しきかな懿きかな。汝もし学を愛さづば、誰か能く解き読まむ。宜しく今より始めて殿中に近侍すべし。既にして又東西の諸史に詔して曰はく、汝ら衆しと雖も、辰尔に及ばず。斯れ並びに国史家牒に、詳らかに其の事を載せたり。

A によれば、真道の先祖は百濟國第十六世に當る貴須王に出自すると言つてゐる。貴須王（近仇首王）は實在の百濟王と考えてよく、三七五年に即位し三八四年に没したので在位はおよそ十年である。しかしそれだけではなく、わざわざ百濟建国の始祖王を都慕大王であるとし、始祖帝王のこととに言及しているのは、貴須王が百濟王系譜の正

表1. 『三国史記』の百濟王系譜

王代	年代	在位	諡号	諱
1	B C 18 ~ 27	46年	溫祚王	
2	27 ~ 76	50年	多婁王	
3	76 ~ 126	52年	己婁王	
4	126 ~ 164	39年	蓋婁王	
5	164 ~ 212	49年	肖古王	
6	212 ~ 232	21年	仇首王	
7	232 ~ 284	53年	古爾王	
8	284 ~ 296	13年	責稽王	
9	296 ~ 302	7年	汾西王	
10	302 ~ 342	41年	比流王	
11	342 ~ 346	5年	契王	
12	346 ~ 375	30年	近肖古王	
13	375 ~ 384	10年	近仇首王	
14	384 ~ 385	2年	枕流王	
15	385 ~ 392	8年	辰斯王	
16	392 ~ 405	14年	阿莘王	
17	405 ~ 418	14年	腆支王	映
18	418 ~ 425	8年	久尔辛王	
19	425 ~ 453	29年	毘有王	
20	453 ~ 473	21年	蓋鹵王	慶司
21	473 ~ 476	4年	文周王	
22	476 ~ 478	3年	三斤王	
23	478 ~ 500	23年	東城王	牟大
24	500 ~ 523	24年	武寧王	斯麻
25	523 ~ 554	32年	聖王	明穠
26	554 ~ 598	45年	威德王	昌
27	598 ~ 599	2年	惠王	季
28	599 ~ 600	2年	法王	宣
29	601 ~ 640	40年	武王	璋
30	640 ~ 660	21年	義慈王	

当で由緒正しい位置にいる王であることを再確認するためだけではなく、「百濟王室の初源を把握する必要があったからであろう。弘仁五（八一四）年に成った『新撰姓氏錄』右京諸蕃下・菅野朝臣の項には、「百濟国都慕王の十世孫貴首王より出ず」とあり、世系の数に相異と混乱が見受けられるが、内容的には上表の言わんとしていることと一致していることがわかる。都慕（朱蒙）大王をめぐる問題についての解説はここでは省き、別の機会に改めて詳しく述べることにしたい。

Bは近肖古王の時代に倭・百濟間の交渉が初めて開始されたことを述べている。近肖古王は貴須王の父に当たる人物で、神功皇后攝政の年とあるのは、『日本書紀』神功皇后攝政四十六年三月条に、「百濟の王、東の方に日本の貴國有ることを聞きて、臣等を遣して、其の貴國に朝でしむ」と記す所伝を真道が強く意識していたことを示している。近肖古王は三四六年に即位し、没したのは三七五年のことである。右に引用した書紀の文章に「日本の貴国」や「貴國に朝でしむ」という表現が用いられ、上表文にも「聖化を慕ひ」「貴國に聘せり」などと記しているのは、両王権間の交渉の性格が日本を優位とし百濟が従属的な立場にあったこと、換言すれば日本天皇が百濟王から朝貢を受ける関係が両国交流の初めより続いてきたことを示すものであり、その歴史的な証がCで述べられている。

Cは神功皇后の子応神天皇の時代のことを記している。貴須王の孫とされる辰孫王が応神朝に来帰したとする。辰孫王は自らの意志で来帰したのではなく、天皇がわざわざ百濟に使いを派遣して貴須王に有識者の招聘を要請したのを受けて、王の宗族中から選ばれた辰孫王が使いと共に来朝したということになっている。これはまさしく倭・百濟の従属的同盟関係を強調したものであり、天皇もはなはだ嘉したことで、寵命を加え皇太子の師としたと記す。真道の遠祖辰孫王は百濟王室の宗族たること、王は有識者で日本に書籍をもたらし文教を興起させたこと、来帰後日本の天皇に厚遇を受けたことを強調する文章になつてていることがわかる。

ところで、このC部分の文章であるが、『日本書紀』の応神十五年八月条（一）と十六年二月条（二）を試みに

引用してみると次のようである。

(一) 百濟の王、阿直伎を遣して、良馬二匹を貢る。即ち輕の坂上の廐に養はしむ。因りて阿直岐を以て掌り飼はしむ。故、其の馬養ひし処を号けて、廢坂と曰ふ。阿直岐、亦能く經典を読めり。即ち太子菟道稚郎子、師としたまふ。是に、天皇、阿直岐に問ひて曰はく、「如し汝に勝れる博士、亦有りや」とのたまふ。対へて曰さく、「王仁といふ者有り。是秀れたり」とまうす。時に上毛野君の祖、荒田別・巫別を百濟に遣して、仍りて王仁を徵さしむ。其れ阿直岐は、阿直岐史の始祖なり。

(二) 王仁来り。則ち太子菟道稚郎子、師としたまふ。諸の典籍を王仁に習ひたまふ。通り達らずといふこと莫し。所謂王仁は、是書首等の始祖なり。

右の二つの文章の内容は一見して阿直岐史と書首という氏族の祖先伝承になつてゐることが了解される。特に彼らの先祖が渡來して以来何を以て王權に奉仕したのかを中心にして文章が構成されていることがわかる。因みに阿直岐の後裔は大和国高市郡飛鳥地方を中心にはじめて藩砦した東漢氏一族であり、王仁の子孫は河内国古市郡を本居とした西文氏である。神祇令義解・大祓条にみえる東西文部の具体的な氏族として名を挙げる「東漢文直・西漢文首」がこれに該当する。百濟王が派遣してきた阿直岐なる人物と、その後さらに天皇の要請に基づいて学問の分野に優れた働きをした王仁などが来帰し、いずれも皇太子の学問の師となつたとする筋書きは、この文章の筋書きとほとんど一致している。百濟に派遣された使いの氏族と名前までもが同じであるということは、真道が書紀に記載の見える他氏族の所伝をそつくり借用していることを意味しよう。とりわけ辰孫王の有識と書籍の伝来及び文教の興起を強調する点から考えて、真道は辰孫王の役割を書首の始祖王仁に準えようと策していることが諒解されよう。

「このように菅野真道が他の帰化氏族の家伝を大胆にも借用することが可能となつた条件のひとつは、すでに井上光貞が明らかにしているように、出身国が同じだということ、したがつて共通する故国の生活文化や思想を長く保持し続けていたということ、さらには本拠地が隣接しているので氏族間に日常的な交流関係が存在したことなどが想定されるのである。一例を次に示しておこう。史料は『続日本紀』宝亀元（七七〇）年三月二十八日条である。

葛井・船・津・文・武生・藏六氏の男女々二百三十人、歌垣に供奉す。其の服は並びに青摺の細布の衣を着、紅

長の紐を垂る。男女相並び、行を分けて徐に進む。歌ひて曰はく、

乙女らに 男立ち添ひ 踏みならす 西の都は 万代の宮

其の歌垣歌ひて曰はく、

淵も瀬も 清くさやけし 博多川 千歳を待ちて 澄める川かも

歌の曲折毎に、袂を挙げ節を為す。其の余の四首は、並びに是れ古詩なり。復た煩しく載せず。時に五位以上、内舎人及び女嬬に詔して、亦其の歌垣の中に列せしむ。歌数闋み訖りて、河内大夫從四位上藤原朝臣雄田麻呂以下和舞を奏す。六氏の歌垣、人ごとに商布二千段・綿五百屯を賜ふ。

右の記事は、称徳女帝が法王道鏡の故郷である河内国若江郡弓削郷の地に西京由義宮を造営した時のもので、当地において女帝・道鏡を迎えての盛大な歌垣が催された。歌垣に参加したのはそれぞれ古市郡と丹比郡に本拠を置く帰化氏族六氏で、「葛井・船・津」の三氏が菅野真道の出自氏族、「文・武生・藏」の三氏が王仁を祖先に戴く西文氏なのである。真道の生い立ちのなかに百濟系の有力帰化集団の日常的な交流関係が存在し、真道は西文氏の祖先伝承を利用して上表文を作成したと推測できるのである。

但し、Cと（二）（二）双方の所伝の内容には一つだけ決定的に相違する点がある。それは阿直岐と王仁とが百濟王の宗族、すなわち百濟王の子孫ではなかつたということであるが、真道としては自己の先祖が百濟王家につながる特別な血筋の人物である点を特に強調する必要があつたのである。彼の祖先が百濟王室の縁戚であり子孫であることと書紀文章の借用という非難を薄め、さらには彼の先祖と彼自身の毛並みの良さを強調することにつながるのである。しかば真道はなぜ敢えてこういう大胆な行為に出たのであるうか。あるいはまたこういうことがどうして可能となつたのであるうか。

真道が自氏族の祖先の伝承をここまでして飾り立てようとしたのは、『古事記』『日本書紀』という朝廷が編纂した公式文書の中に、自氏族の始祖伝承が記載されていないという問題と共に、古く来帰したと伝えられていた有力な帰化氏族の始祖伝承が、右にその事例を掲記したように応神天皇の世に集中しているからである。真道としては、自氏族の始祖に当る人物が応神朝またはでき得ればそれよりもう少し古い時期の来帰として描くことができれば万全だったのである。

そこで彼はAとCの双方の内容を関連づけながら、辰孫王なる架空の人物の名を案出して貴須王の孫であることにして、Bでその父近肖古王の時代に百濟国が貴國つまり神功皇后摂政の倭国と朝貢関係を結んだことを示し、次いでその関係の証となる史実として、C応神朝に辰孫王が天皇の要請により貴須王の指示を得て来朝してきたこと、さらには辰孫王が皇太子の師となつて天皇・朝廷からの特別待遇を受けたことを証明しようとしたのである。これらの記述によつて、真道の先祖が倭国王権に奉仕を開始した由来と経緯とが詳しく語られているだけではなく、引いては、百濟王が倭国との交流関係を開始した頭初以来自発的に日本天皇に対していかなる貢献・奉仕を行つてきたのかが、象徴的な筆致で描かれていることを確認する必要があるだろう。

### III 菅野真道の先祖

桓武天皇に仕えた真道ら一族の祖先伝承が『日本書紀』には記載されていない事実を右に指摘した。それも当然のことであるが、眞道の先祖が実際に渡来したのは六世紀とみられるのである。実は彼の祖先伝承は書紀に明記されているのであるが、誰が始祖であるのかという最も肝心な事柄については明確な記載がなかったのであり、幸か不幸かそのことは桓武朝に生きる眞道にとって十分に満足のできるものではなかつたと言ふより、むしろその内容では桓武天皇の政治的要請に応えられるものではなかつたのである。それ故彼は祖先系譜を大幅に潤色するだけではなく、より一層古い時期に遡る空白の系譜伝承を作成する必要に迫られたのである。右にみてきたA・B・Cの一連の文書は、まさしく眞道が自氏族の祖先系譜とその所伝とを大胆に創作・架上した跡を示すものである。

他方、右に記したように『日本書紀』には眞道の実在の祖先伝承と考えられる記事が存在している。しかし、それらの記事の内容は家伝という性格上かなり断片的なものであり、眞道の出自を明らかにするには不足の点が多いのである。そこで、眞道はCに続く祖先系譜の伝記を新たに創作して上表文のDの位置に配し、その後に『日本書紀』の敏達元年五月条を参照してEの文章をつなげたと考えられる。Dは仁徳朝から四代にわたる祖先系譜を文章化したもので、Eの敏達朝初年の出来事につなげるという操作を行つたものとみられる。ここではまずEの伝記から検討してみよう。これは書紀の敏達元年五月条の記事が原拠となつてゐる。比較的に長い文章であるが煩を厭わず引用しておこう。

天皇、皇子と大臣とに問ひて曰はく、「高麗の使人、今何にか在る」とのたまふ。大臣奉対して曰さく、「相楽の館に在り」とまうす。天皇聞して、傷惻みたまふこと極めて甚なり。愀然きたまひて歎きて曰はく、「悲し

きかな、此の使人ら、名既に先考天皇に奏聞せり」とのたまふ。乃ち群臣を相樂の館に遣して、獻る所の調物を檢へ録して、京師に送らしめたまふ。

天皇、高麗の表疏を執りたまひて、大臣に授けたまふ。諸の史を召し聚へて、読み解かしむ。是の時に、諸の史、三日の内に、皆読むこと能はず。爰に船史の祖王辰爾有りて、能く読み釈き奉る。是に由りて、天皇と大臣と俱に為讚美めたまひて曰はく、勤しきかな、辰爾。懿きかな、辰爾。汝若し学ぶることを愛まざらましかば、誰か能く読み解かまし。今より始めて、殿の中に近侍れとのたまふ。既にして、東西の諸の史に詔して曰はく、汝ら習う業、何故か就らざる。汝ら衆しと雖も、辰爾に及かずとのたまふ。又高麗の上れる表疏、鳥の羽に書けり。字、羽の黒き隨に、既に識る者無し。辰爾、乃ち羽を飯の氣に蒸して、帛を以て羽に印して、悉に其の字を写す。朝庭悉に異しがる。

欽明朝の末期にそれまで長らく敵対していた高句麗国が初めて使節を派遣してきた。朝廷は使節団を山城相樂郡の客館に安置したままに時が過ぎ、敏達天皇が即位すると直ちに使節に対する応接が開始された。高句麗使節は国書を持参してきていたので、天皇がこれを読み釈くように諸史に命じたところ、王辰爾という名の人物が釈読に成功して天皇と大臣から讃美されるという栄誉に預かつた。実はこの表疏は鳥の羽根に書かれたものであり、工夫をしないと読み解くことのできない代物であった。しかるに王辰爾はその謎をやすやすと見抜き釈読に至ったと言うのである。古い時期の渡来人より新來の渡来人（今來漢人）の方が文教の才が優れていることを強調しようとしているのだ。

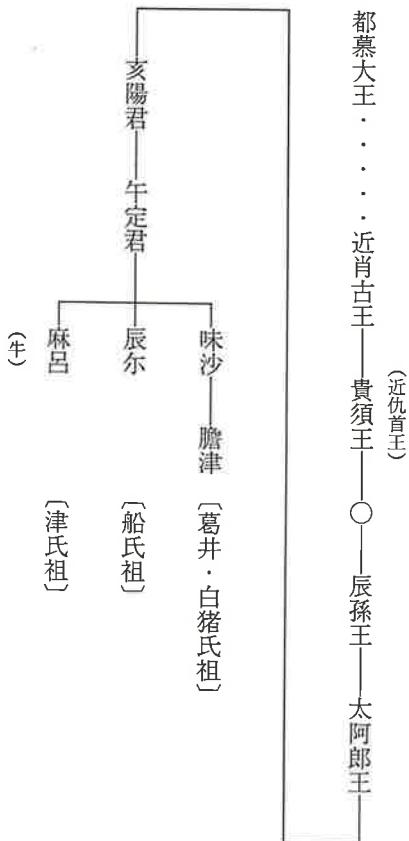
子どもだましのような話であるが、この文の出所は「船史の祖王辰爾」とあるところから船史氏の家伝と言えるだろう。Eの真道が造作した文章と比較してみると、まさしくEは書紀の伝記を参照し手本として書かれているこ

とが了解でき、それが証拠にEには「斯れは並びに国史家牒に、詳かに其の事を載せたり」とある。「国史」とは書紀を指し、「家牒」は船史氏の保持する家伝・家記と推測されるからである。

王辰爾に関しては書紀の欽明十四年七月条にも著名な記事が載せられている。

樟勾宮に幸す。蘇我大臣稻目宿祢、勅を奉りて王辰爾を遣して、船の賦を数へ録す。即ち王辰爾を以て船長とす。因りて姓を賜ひて船史とす。今の船連の先なり。

表2. 菅野真道の祖先系譜



この記事の年紀を信用すると王辰爾は繼体朝頃に渡来し欽明朝を中心に活躍していた人と言ふことができ、大臣蘇我稻目の下で港津に係留される船の賦を數え録すという職務に就いていたことがわかる。文筆に堪能な能力を發揮した氏族に相応しい所伝であり、その故に船史という姓を授けられたとされるのである。「今の船連の先なり」とあるのは、船史氏が天武天皇の十二（六八三）年十月に連姓を賜つたことを反映するもので、右の記事がこの年以後に書紀に書き込まれた事実を物語つている。いずれにせよ、多くの誇張はあるとしても船史氏は有能な書記・計算能力を有する史部の氏族であったこと、そして船連の先祖が実は王辰爾であると主張されていることがこれら の記事から知られるのである。

真道の祖先は朝廷に仕えていた史（フミヒト）集団、とりわけ東西諸史（東漢氏・西文氏の配下に属する史部の集団）のどれよりも学問と文筆の業において優れているのだということ、その故に殿中に近侍するという特別的地位を与えられたということを強調した内容になつており、それはまさしく桓武天皇の側近に仕える真道その人自身にこそ相応しい文言になつていることが理解されよう。すなわち、真道は百濟國から來朝した百濟王室につながる人物の末裔で、有識・篤学の人物の子孫である自己の存在こそを、桓武天皇その人自身の手で認知してもらおうとしているのである。その有識・篤学の氏族の実像はDの文章によつて明らかにされる。

Dでは、応神天皇の時に来帰した辰孫王の長子太阿郎王が仁德天皇に近侍したと記す。この太阿郎王の子が亥陽君であり、その子が午定君であるとしている。午定君には三人の子息があり、長子を味沙、仲子を辰尔、季子を麻呂と称したという。そしてこの三人が枝別れの起点として三姓の氏族になり、王權に仕える「所職に因りて以て氏を命じられた」とするのである。その三姓の氏とは「葛井・船・津連等」であると結んでいる。

ここで真道は自己の出身氏族を「葛井・船・津連等」という文で初めて明確に記している。真道自身は津連に出自するわけであるが、葛井・船・津の三氏は皆同一の祖先から枝別れした同一氏族であると主張しているのである。

真道にとつて誇り得る最も歴史的に信憑性のある所伝は何と言つてもEの辰爾であった。辰尔のことは右にも掲記したように書紀に「王辰爾」と明記された人物であり、「船史の祖」とされていたので、午定君の仲子辰尔が王辰爾に該当することになる。

一方、真道が属する津連氏の祖は書紀の敏達三年十月条に「船史王辰爾の弟牛に詔して、姓を賜ひて津史と為す」とあり、牛という人物が津史氏の族祖と記されていた。真道の上表文では牛の名前が季子の麻呂という名に変えられているが、牛の名に関しては桓武天皇の生誕が丁丑（天平九）年の干支に当たるのを配慮し、当たり障りのない人名である麻呂に書き替えたと推測でき、伝承の錯誤とみなす必要はないと思われる。そうすると葛井氏の祖が長子の味沙ということになるが、真道の手元にあつたと考えられる書紀の欽明天三十年正月（一）と四月（二）の两条には次のような所伝が著録されていた。

(一) 詔して曰はく、「田部を量り置くこと、其の来ること尚し。年はじめて十余、籍に脱りて課に免る者衆し。

膽津膽津は王辰爾が甥なり。を遣して、白猪田部の丁の籍を檢へ定むべし」とのたまふ。

(二) 膽津、白猪田部の丁者を檢へ閱て、詔の依に籍を定む。果して田戸を成す。天皇、膽津が籍を定めし功を嘉して、姓を賜ひて白猪史とす。

この伝承は宮廷の記録や白猪史氏の家伝に依拠するものと認定されている。白猪田部とは吉備国の白猪屯倉に設置された耕作集団で、白猪史氏がこれらの農民の部を丁籍に登録するのに功があつたところから屯倉の名となつたものと考えられる。あるいは、王辰爾に縁りのある人物が白猪屯倉に定住して屯倉の經營に当つたので、白猪史の姓を受けられたとも推測される。そしてその丁籍を作成したのが「王辰爾の甥」に当る膽津なる人物であつた。

真道は書紀に明記されている膽津の事績を系譜作成の際に取り上げようとしなかつた。なぜなら、膽津は「王辰爾の甥」と伝えるように味沙の子どもで、津連氏の直接の祖先ではなかつたからである。『続日本紀』は養老四(七二〇)年五月、白猪史が葛井連に改姓したと記す。白猪史氏は真道の上表文では王辰爾の後裔氏族「三姓」からは除外されている。また『新撰姓氏録』に白猪の氏の名はどこにも登載されていない。この氏が奈良時代を経過するうちに衰微し、葛井連氏に転換していく事実を暗示するであろう。

それはともかく、真道が創作した祖先伝承では、書紀に大きくその存在をクローズアップされていた王辰爾なる人物に相応の注意を向ける必要があるだろう。

#### IV 船王後墓誌の解釈

大阪府柏原市国分市場の大和川南岸に聳える松岳山には、四世紀後半頃築かれた大型の前方後円墳である松岳山古墳があるが、その同じ丘陵尾根上から出土したのが「船首王後墓誌」と呼ばれている銅製の墓誌である。長さ二九・七五センチ(中央)、幅六・八八センチ(中央)、厚さ〇・一センチ(上端)を測り、重さ一九九グラムである。表裏に各四行ずつ計百六十二の文字を刻んでいる。今それらの原文を表裏ごとに記し、後に全体の読み下し文を併記しておく。

(表) 惟船氏故王後首者是船氏中租王智仁首兒那沛故首之子也生於乎娑陀宮治天下天皇之世奉仕於等由羅宮治天下天皇之朝至阿須迦宮治天下天皇之朝天皇照見知其才異仕有功勲勅賜官位大仁品為第  
(裏) 三殯亡於阿須迦天皇之末歲次辛丑十二月三日庚寅故戊辰年十二月殯葬於松岳山上共婦安理故能刀自同墓其

大兄刀羅古首之墓並作墓也即為安保万代之靈基牢固永劫之宝地也

〔訓讀〕惟れ船氏故王後の首は、是れ船氏の中祖王智仁の首の児那沛故の首の子なり。乎娑陀宮に天下を治めたまひし天皇の朝に至り、天皇照見して其の才異なるを知り、仕えて功勲あり。勅して官位大仁を賜ひ、品は第三と為す。阿須迦天皇の末、歲次辛丑に次る十二月三日庚寅に殯亡ぬ。故、戊辰年十二月、松岳山の上に殯葬す。婦安理故能刀自と共に墓を同じくし、其の大兄刀羅古の首の墓と並びて墓を作るなり。即ち万代の靈基を安保し、永劫の宝地を牢固にせむとするなり。

墓誌銘は辛丑年（六四一・舒明十三）十二月三日に亡くなつた船氏の王後首を、戊辰年（六六八・天智七）十二月、松岳山に殯葬した旨を記している。その王後首の墓は婦人安理故能刀自と同穴にし、大兄（長子の意味）刀羅古首の墓に並べて造営したと記す。王後首は乎娑陀宮治天下天皇（敏達）の時代に誕生し、等由羅宮治天下天皇（推古）の朝廷に仕え、阿須迦宮治天下天皇（舒明）に異能を知られて功績があり、第三の位を表わす大仁冠を賜つたとする。著名な推古朝の冠位十二階の上から第三の冠位を与えられたとするのである。しかし書紀には王後首の活躍のことは何も記されておらず、才異・功勲の語は誇張と言うべきであるかも知れないが、おそらく有能な史部として朝廷に仕えた人物であることは間違いない。『日本書紀』推古十六（六〇八）年六月に来朝した隋の答札使裴世清を難波津に迎接した船史王平がこの王後首と同一人物であった可能性がある。いま墓誌銘の記すところに従つて王後首の系譜を図示すると次のようになるだろう。

王智仁首——那沛故首——王後首

刀羅古首

安理故能刀自

船史氏の歴史を検討する上で一等史料とも言うべき右の墓誌銘には、船史氏の中祖を王智仁首としている。この王智仁首こそが書紀や真道の上表文にでる王辰爾(辰尔)その人とみられる。問題は墓誌銘では王智仁首を船氏の「中祖」と主張していることで、中祖の意味は一般に祖先系譜上の中間の祖と解してよいかから、王智仁首は船氏の祖先系譜では始祖とみなされていなかつた事実が明らかになる。七世紀中葉頃の船氏は彼らの祖先系譜において王智仁首を一応画期的な人物に位置づけてはいるものの、系譜自体はさらにそれより古く遡るものとみなしていた事情を推察することができる。その場合、王智仁首以前の系譜をどのように考えるのかについては、次のような想定が可能であろう。

その一つは、当時の船氏は王辰爾より前の時代の祖先系譜を当然のことながら保持していたが、それはまだ来朝以前の系譜であり、渡来後の彼らにとつては直接必要にならない系譜であったために省略し、王辰爾を倭国渡来直後における氏族中興の祖とみなしたとする想定である。故国を離れて時間が経過するにつれ、倭国の王権に仕える氏族として自分たちの新たなアイデンティティーを確立しようとしている彼らにとつては、来朝以前の時期の系譜はさほど意味のないものであつた可能性が高く、当時の王権も奉仕関係のない渡来人の先祖には関心を持たなかつたのである。それ故、辰爾以前の系譜は時間の経過とともに忘失されていつたと推測されるのである。

今一つの想定は、船氏は他の有力渡来氏族への対抗意識の上で、王辰爾の来朝時期が余りにも新しいため、もつと古い時期の来帰を作成する必要があつたとするものである。先にも述べたように応神朝を来朝の時期と公言する

有力氏族があるなかで、船氏の先祖の渡来時期は事実上かなり新しいのである。そこで系譜の造作・架上が進められ、上表文Dに見る太阿郎王—亥陽君—午定君の系列はそのために捏造された架空の人名と考えるのである。因みに、人名の末尾にある君は姓（カバネ）の君ではなく百濟など半島諸国の首長が名乗った敬称（キシ）に由来する。そうすると、来帰後三世代にわたり辰爾の先祖は倭國王権への明確な奉仕関係を持たないままに経過し、長期間にわたり異国の客分としての身位を持続したことになるのであって、これは事実としてはかなり不自然な系譜だと言わなければならず、やはりDは桓武朝の真道が自ら偽造した系譜だと評しなければならないであろう。

ところで、『日本書紀』皇極四年六月条には、乙巳の変の折、船史恵尺が大臣蘇我蝦夷の邸宅からあやうく焼失の危機にあった「国記」を救い出したとある。恵尺は文筆の能力を買われ蘇我大臣の下で「天皇記・国記」の編纂に従事していた文人のひとりであった。その彼が自氏族の祖先系譜の問題に無関心であつたとは到底考えられない。しかし、恵尺には自氏族の祖先が百濟王家につながる人物だとするような確かな伝承や発想はあるでなかつた。なぜならほほ同世代の王後首の墓誌にそのような記述が見られないだけではなく、王辰爾以前の祖先の名と事績とが『日本書紀』にも一切記載されていないからであり、前章で指摘しておいた欽明十四年七月条と敏達紀元年五月条の王辰爾に関する所伝のほかには、船氏の始祖伝承は採択されてはいなかつたからである。

そこで当然次のことが推測できるであろう。それは王辰爾こそが船氏の眞の始祖であるということである。右に述べた二つの想定のいずれを探るにせよ、結局船氏の確實な祖先、つまり引いては葛井・船・津史らの実際上の先祖は王辰爾の世代にまでしか遡らないのではないだろうか。

## V 王辰爾の素性

それでは王辰爾はいつ頃何を契機として来朝したどういう素性の人物なのであろうか。実は王姓の人名が『日本書紀』に集中して出てくるのは、応神朝の王仁<sup>ニタメ</sup>を除くと六世紀前半から中葉にかけての頃、繼体・欽明朝の時期である。特に注意される記事としては欽明十五年二月条を挙げることができる。

百濟、下部杆率將軍三貴・上部奈率物部烏らを遣して、救の兵を乞す。よりて德率東城子莫古を貢りて、前の番奈率東城子言に代ふ。五經博士王柳貴を、固德馬丁安に代ふ。僧曇尋ら九人を、僧道深ら七人に代ふ。別に勅を奉りて、易博士施徳王道良・曆博士固徳王保孫・醫博士奈率王有陵陀・採藥師施徳潘量豊・固徳丁有陀・樂人施徳三斤・季徳<sup>ニ</sup>麻次・季徳進奴・対徳進陀を貢る。皆請すに依りて代ふるなり。

六世紀前半から中葉にかけての百濟は、高句麗・新羅との対立関係の中で軍事的に窮する面が多々あつた。既に四七五年には高句麗の圧倒的な軍事力の前に蓋歎王が害され、百濟王権が一旦滅亡するという危機にさらされる。このことにより百濟は同年都を漢城から熊津（公州）に遷ざざるを得なくなつた。北方で領域を狭められた百濟はやがて半島西南部から南部地域に進出を開始する。六世紀に入ると智證王・法興王の下で新羅が国勢を増強し始め、領土を四方に拡張する政策を展開するようになり、半島南部の加耶諸国に触手を伸ばし始め、百濟との対立と緊張が増幅することになる。百濟はさらに五三八年、熊津から泗沘へと遷都して頽勢の挽回を図ろうとする。聖明王が佛教を欽明天皇の朝廷に伝えたのも同じ年の出来事であり、倭国に軍事援助を求める反対給付として仏像・經典・僧侶を派遣したものと考えられている。その百濟と新羅との対立は五五四年の百濟聖明王の戦死という事件をもつ

て頂点に達した。

このように、六世紀前半から中葉頃の百濟は国力が全般的に弱体化しており、古くから同盟関係を締結していた倭国王権に軍事援助を要請しなければならない事情をかかえていた。一方の倭国王権の側も、中国や朝鮮半島の優れた文物を確保する必要上百濟王権のこの要請を進んで利用することが得策であった。当時の百濟は南朝の梁との交流を盛んに展開していたので、中国の文物を提供することで倭王の関心を惹きつけるという狙いから、江南の文物や文人を軍事援助の見返りとして送り込んできたのである。

繼体紀七年六月条には「百濟、姐弥文貴將軍・州利即爾將軍を遣して、穂積臣押山に副へて、五經博士段楊爾を貢る」とあり、將軍である百濟王の使節が五經博士と呼ばれる知識人を倭国に送り込んできているという取り合わせはまことに象徴的である。五經博士とは前漢の武帝の時代に設置された易經・書經・詩經・春秋・札記を教授する儒家のことであるが、百濟王廷には三世紀以前の楽浪郡に居住していた中国人の末裔や、有名な日羅のごとき倭国出身の豪族、戦乱続きの加耶から難を避けて移住した人々、百濟王の要請で江南から送り込まれていた中国系文人・僧侶・技術者らが多数仕えていたようで、右の史料に見える段楊爾もそうした国際人であつた可能性が高い。博士らは交代・上番制で彼我を往来したが、段楊爾は繼体紀十年九月条によると漢高安茂という人物と交代する形で帰国している。

こうした経緯を念頭において先の欽明紀十五年二月条を読んでみると、五經博士や曆・醫・易・樂などの諸博士の中に王姓を名乗る人物が数多く含まれていることに気づくだろう。彼らはおそらく中国南朝系の人々で、ほとんどの者は上番期間を終えると百濟に引き上げたと推測できるが、一部の者は倭国に留まって王権に奉仕する道を選択した場合があつたのではないか。王辰爾は五經博士乃至その他の博士であつたか、あるいはその弟子などであつた蓋然性も想定されるが、いずれにせよ倭国に定着する道を選んだ百濟王権に仕える南朝人であつたとみられ

るのである。辰爾は該博な知識を持つ文人で、実際に王権から住むべき土地と職掌とを与えられて繁栄し、やがて三姓に枝別れする氏族の始祖となつたというわけである。

ところがその遠い後裔たる真道は、彼自身の利害関係にまつわるのつべきならない野心と、桓武天皇からの特別な政治的要請とを受けて、三姓の本系は百濟王室にありと称するようになつたのである。真道が造作した貴須王の孫辰孫王なる人物は、用字の点からみても王辰爾という実在の先祖の名から発想したもののようにあり、さらには百濟王室の系譜に繋げた由来が辰爾の王姓にあつたのである。先ほど述べたように、この王姓は事実上百濟王の後裔に由来するというより南朝人の姓に起源があるだろう。奈良時代後期以後、諸蕃（帰化系）の系譜を中国古代の皇帝に仮冒するという傾向が強まっていたが、真道は敢えて百濟王家の後裔であることを選択したのであり、その点に桓武天皇の強い政治的意向・意図が見え隠れするわけである。

百濟貴須王の孫で応神天皇に仕えた辰孫王、仁徳天皇に近侍した太阿郎王、欽明・敏達両天皇に奉仕した王辰爾らは、いずれも学問・文教の職に秀でた才能の持主だと伝承された。桓武天皇に仕える菅野真道も彼の先祖たちと同質・同類の関係を王権との間に再現することにより、百濟王権への奉仕関係や従属性の歴史的由緒と経緯とが、すなわち百濟王を従える日本帝国の構造が百濟建国以来桓武朝の現在に至るまで連綿として続いている事実を語ろうとしているのが、まさしく冒頭に掲げた真道の上表文であるとみられるのである。

## VI 葛井史・船史・津史

周知のごとく王辰爾の本拠地は河内にあつたようで、その後裔の葛井・船・津三氏は河内国丹比郡野中郷（羽曳野市野中付近）を中心とした地域に居を構えていた。葛（藤）井寺は葛井（白猪）氏の、野中寺は船氏の、式内大

津神社は津氏にそれぞれ縁りのある遺跡である。いずれも羽曳野丘陵の北部先端に当る地域で、付近には五世紀代を中心に築造されたヤマト王権の大王陵を含む古市古墳群がある。王辰爾の子孫たちはその古墳群からみてやや西北側の比較的に高躍な地域に定着したのである。

先ほど紹介した船王後首らの墓域は、本拠地より東におよそ六キロメートル離れた安堵郡の松岳山に所在したが、津連真道は延暦十八（七九九）年三月十三日付けの上言で、「己<sup>レ</sup>らの先祖、葛井・船・津三氏の墓地は、河内国丹比郡の野中寺以南にして、名を寺山と曰ふ」と弁じ、「子孫相い守り、累世侵さず」と述べてるので、三氏の主たる墓域は本拠地南辺の丘陵部に設定されていたことがわかる。彼らがこの地に居所を営んだ理由は、付近が大和と河内を結ぶ幹線交通路の要衝に当つており、具体的には王都と難波大津を結ぶ河川・陸上交通路のちょうど中間地点を占めていることから、西日本や海外から王都に運ばれてくる諸物資を検閲し記録するのに最も適した地点であることによる。

『日本書紀』欽明十四年七月条に、王辰爾は蘇我稻目大臣の命令を受けて船賦を数録する任務に就いたとされ、また敏達元年五月条では、同じ王辰爾が外交の実務に参与し、来朝した高句麗使節がもたらした国書を読解するという任務を担当したと伝えている。王辰爾の任務は実際には使節が携行した物品と目録との照合や検閲などであると考えられ、さらに欽明三十年に吉備白猪屯倉での贋津の事績についても、屯倉の田部とその丁籍の管理や税物の検閲・管理・輸送などの業務を担当したと考えられるのである。

ところが、こうした職務も太政官制や国郡司による地方支配制度によって統一的に運営される七世紀末頃になると廃止され、王辰爾後裔氏族もまた他の氏族同様律令官人として新たな途を歩むための方策を図る必要に迫られる。その場合、彼らは伝統的に文人・知識人としての様々な技術・知識を持ち伝えていたので、比較的スムーズに官人化の途を歩むことができたようである。但し、彼らは帰化氏族として中央の政治機構の中では中・下級官人として

の地位を占めるのがやつとであつた。それは何よりも天武朝の八色の姓の恩典に漏れ高級官僚を出す氏族として認定されなかつたことにもよるが、始祖である王辰爾を始めその子孫たちが総じて強勢の氏族でなかつたことも一因であろう。しかしながら、そのような中で三氏からは特徴のある注意すべき人物が多数輩出しているのである。

それらをここでいちいち紹介していると紙幅が不足する恐れがあるため、別表に一覧して示すことにすると、表をよく見ると興味深い問題が潜んでいることがわかるだろう。その一つは、葛井・船・津三氏は律令政治機構においては中・下級官人の供給源であつたに過ぎないけれども、涉外活動と外国文化の流入に大きな役割を果たした人々がすこぶる多く輩出しているという点である。遣外使に任じられ頻繁に海外に赴いた人物が多数いるだけではなく、仏教の分野で言えば、法相宗の初伝は船氏出身の道昭（飛鳥寺）が注目されるし、同じく船氏からは慈訓（興福寺）が出て華嚴教学の発展に参与し、葛井氏出身の慶俊（大安寺）も三論から華嚴教学に転向した著名な僧侶である。また唐僧鑑真の来日に奔走した普照（西大寺）は白猪与呂志女の子であると伝えている。井上光貞が指摘したかかること文化に対する反応の速さや文化の根底にある思想・技芸を的確にとらえる氏族としての特性や傾向は、おそらく王辰爾以来保持されてきた伝統で、それが奈良時代にも一貫して持続しているということである。さらにまた、外国文化との持続的な接触は国内文化の培養にも大きな影響を及ぼしており、多様な学問分野で名を後世に残した人が多数いることがわかる。

もう一つの問題は、葛井・船・津三氏のうち、津氏が官人・文人として活躍した人物をほとんど出していないことと、すなわち津氏は葛井・船両氏と比較するとかなり弱体の氏族であったという事実である。現に葛井氏は養老四（七二〇）年五月に白猪史から改賜姓して葛井連となつており、船氏は天武十二（六八三）年十月、他に先んじて連姓を受けられたことは前述した。すなわち表にも顯著に現われているように、姓の賜与の順序とそれぞれの氏の勢力がほぼ比例していることが窺われる所以である。津氏は奈良時代後期の天平宝字二（七五八）年八月まで津史姓

表3. 王辰爾後裔氏族（葛井・船・津・白猪）

※位階については当該人物の極位を記載。空白は位階・官職が不明。

※白猪史広成と船連広成は同一人物である。

年 紀	人 名	位 階	官職 その他の事項
推古16年	船史王平		隋使裴世清迎接
推古17年	船史龍		百濟漂流民尋問使
皇極 4年	船史惠尺	小錦下	天皇記国記編纂
文武 4年	白猪史宝然（骨）	務大壹	入唐留学生・撰定律令
大宝元年	白猪史阿麻留	進大肆	遣唐使少錄
靈亀 2年	船連秦勝	正五位下	因幡守・造雜物法用司・出雲守
養老 3年	白猪史広成	從六位下	大外記・遣新羅使
養老 6年	津史主治麻呂	正七位下	式部大錄・遣新羅使
養老 7年	船連大魚	從五位下	民部大錄・東宮侍候
神亀 3年	葛井連毛人	從五位下	豊前掾
天平 2年	葛井連大成	外從五位下	筑後守
天平 3年	葛井連人根	外從五位下	伊賀守
天平 3年	船連藻	外從五位下	
天平 8年	葛井連子老		遣新羅使
天平10年	船倉人		武藏少目
天平14年	船連多麻布	從八位上	治部少錄
天平15年	葛井連広成	外從五位下	檢校供客使
天平17年	葛井連馬主	正七位上	左馬寮大允
天平18年	船連吉麻呂	外從五位下	丹比郡野中郷戸主
天平18年	船連家足	正七位上	近江少掾
天平20年	船連田作	正八位上	山背国史生
勝宝 5年	船連田主		造東大寺司写経所
勝宝 6年	船連夫子	外從五位下	大唐學問生
勝宝 8年	船連藏足	從七位下	美濃少目
勝宝 8年	船連以麻呂	正七位上	大和大目
宝字元年	葛井連諸会	從五位下	右大史・山背介・相模守
宝字 2年	葛井連惠文	外從五位下	左京六条三坊戸主
宝字 8年	船連小楫	外從五位下	右京大属・主税助
宝字 8年	船連腰佩	外從五位下	越後介
景雲元年	船連庭足	外從五位下	摂津少錄・左京大属
景雲元年	船連大長	少初位上	造東大寺司写経所領

年 紀	人 名	位 階	官職その他の事項
景雲 2年	葛井連立足	従五位下	参河目・鎮守軍監・播磨介・若狭守
景雲 3年	津連真麻呂	従五位下	治部少録・摂津大進・肥前守
宝亀元年	船連東人	外従五位下	上総大目・摂津大進
宝亀元年	船連淨足	外従五位下	由義宮歌垣奉仕
宝亀元年	船連虫麻呂	外従五位下	由義宮歌垣奉仕
宝亀 4年	葛井連豊道	従六位上	大宰大典
宝亀 4年	津史秋主	従四位下	尾張介・尾張守・造西大寺次官
宝亀 6年	葛井連荒海	正六位上	造東大寺司少判官
宝亀11年	葛井連根道	外従五位下	造東大寺司判官・写経所別当・伊豆守
宝亀11年	船連住麻呂	外従五位下	官奴正
宝亀11年	葛井連河守	外従五位下	右衛士少尉・伊賀守・遠江介・木工助
天応元年	葛井連犬養	正七位下	造東大寺司大判官・参河目
延暦 3年	船連田口	外従五位下	陰陽助
延暦 4年	葛井連広見	従五位下	
延暦10年	葛井連根主	正五位下	造宮少輔・木工頭・伊予守・大膳亮
延暦10年	葛井連道依	正五位下	内匠頭・春宮亮・越後守・賜姓宮原宿祢

のままであった。『続日本紀』同年八月二十七日条にはその辺りの事情を次のように記している。

外従五位下津史秋主ら三十四人言す。船・葛井・津は、本是れ一祖にして、別れて三氏と為る。其れ二氏は連姓を蒙り訖んぬ。唯だ秋主らは未だに改姓に霑おわづ。請ふらくは史の字を改めむ。是に於て姓津連を賜ふ。

津史氏はこの時点でようやく葛井・船両氏と同じ連姓を獲得したのである。右の言上の代表者である津秋主は翌宝字三（七五九）年十一月に内位に転じ、尾張介・尾張守・造西大寺次官などを歴任し、宝亀四（七七三）年閏十一月に従四位下・勲六等をもつて没した。また、神護景雲元（七六七）年三月に津連真麻呂が外従五位下で摂津大進に、その後同三（七六九）年十二月肥前守に任じられているが、真道以前に官人として目立つのはこれくらいで、右の賜姓から三十二年後の延暦九（七九〇）年七月、津連真道が上表文を奉呈して菅野朝臣という貴姓を賜われたことは、津氏及びその同族にとってはまさに破天荒な出来事であったことが明瞭であろう。

なぜならこれ以前において帰化氏族で朝臣の姓を受けられた事例には高倉朝臣福信（高句麗系渡来氏族肖奈氏の出身・天平勝宝二年正月賜高麗朝臣姓、宝亀十年三月高倉朝臣賜姓）、百濟朝臣（余益人ら四人・天平宝字二年六月賜姓）、和朝臣（和史国守ら三十五人・延暦二年四月賜姓）などの三つの事例があるだけだからである。因みに、真道が貴姓を得たことは、早くも翌延暦十（七九一）年正月十二日に次のような影響を葛井連・船連の氏人及び同族らに及ぼしているので関連記事を『続日本紀』から引用しておこう。

春宮亮正五位下葛井連道依、主税大属従六位下船連今道等言す、葛井・船・津連等は、本一祖より出でて、別れて三氏と為る。而るに今津連等は幸いにして昌運に遇ひ、先に朝臣を賜る。而るに道依・今道等は猶連姓に

滯る。方今、聖主照臨し、在幽盡く燭し、至化潛運し、稟氣仁に帰す。伏して望むらくは、同じく天恩に沐し、共に改姓を蒙らむと。詔して之を許し、道依等八人には姓宿称を賜ひ、今道等八人には居に因りて宮原宿称を賜ふ。又対馬守正六位上津連吉道等十人に宿称を賜ひ、少外記津連巨都雄等兄弟姉妹七人には、居に因りて中科宿称を賜ふ。

（『続日本紀』延暦十年正月十二日条）

菅野真道が三氏のなかで一躍朝臣姓を得たため、同族内では葛井氏・船氏らの連姓が相対的に卑姓に転化してしまつたのであり、今度は彼らが貴姓の獲得を競望し、おそらく真道の積極的な運動によつて宿称姓や宮原宿称姓を賜ることになり、それと同時に真道は自分の族人である吉道・巨都雄らにも中科宿称という氏姓を賜るように配慮したことが手に取るようわかるだろう。これらの動きはみな桓武天皇とその侍臣菅野真道との親密な政治的関係から生じた現象としなければなるまい。

## VII 菅野真道の官歴

菅野朝臣真道は天平十三（七四一）年に津史山守の子として誕生し、弘仁五（八一四）年六月二十九日、前參議常陸守從三位をもつて七十四歳の高齢で没した。彼の官歴ははなばらしいもので、光仁天皇の宝龜九（七八八）年から始まつて嵯峨天皇の弘仁二（八一一）年正月に致仕するまで、およそ四代の天皇（光仁・桓武・平城・嵯峨）に不可なく仕え、主に文官の途を歩んだ文人政治家と評し得る人物である。しかも帰化系氏族出身者で国政審議官たる参議に上り詰めたのは真道が二人目であった。真道の官歴の詳細について、特に桓武天皇が主催した国史編纂事業との関連を中心にしながら述べることにする。

表4. 菅野真道（天平13（741）年生誕～弘仁5（814）年死没）の官歴

年 次	位 階	官 職	備 考
宝亀 9		少内記	
宝亀11		近江少目	
延暦元		右衛士少尉	
延暦 2/ 1/20 2/ 5/15	正六位上→外従五位下 外従五位下	右衛士少尉・近江大掾	
延暦 3/ 4/ 2 3/11/ 6	外従五位下 外従五位下	右衛士大尉・近江大掾 左兵衛佐	長岡京遷都
延暦 4/11/25	外従五位下→従五位下	左兵衛佐・東宮学士	安殿親王立太子
延暦 7/ 2/ 6 7/ 6/ 8	従五位下 従五位下	左兵衛佐・東宮学士・伊予介 左兵衛佐・東宮学士・伊予介・図書助	
延暦 8/ 1/ 6 8/ 2/ 4 8/ 9/19	従五位下→従五位上 従五位上 従五位上	図書頭・左兵衛佐・東宮学士・伊予介 左兵衛佐	喚問征討將軍等
延暦 9/ 3/10 9/ 7/17	従五位上 従五位上	図書頭・伊予守・東宮学士・左兵衛佐 図書頭・伊予守・東宮学士・左兵衛佐	上表文奉呈 改氏姓菅野朝臣
延暦10/ 1/28 10/ 7/22	従五位上 従五位上→正五位下	東宮学士・治部少輔・左兵衛佐・伊予守 伊予守	伊予国白雀獻上
延暦11/ 2/10 11/ 6/ 3	正五位下 正五位下	治部大輔 民部大輔	
延暦12/ 9/ 2			班給新京宅地
延暦13/ 1/ 7 13/ 8/13 13/ 9/15	正五位下→正五位上 正五位上 正五位上→従四位下	民部大輔 民部大輔・東宮学士・左兵衛佐・伊予守	撰修国史 平安京遷都
延暦14/ 2/ 9 14/ 2/22	従四位下 従四位下	左兵衛督 造宮亮	
延暦16/ 2/13 16/ 3/11 16/ 9/ 4	従四位下→正四位下 正四位下 正四位下	民部大輔・左兵衛督・東宮学士 左大弁・東宮学士・左兵衛督・伊勢守 勘解由次官	統日本紀完成
延暦18/ 3/13 18/10/ 2	正四位下 正四位下	左大弁・右衛士督・東宮学士・伊勢守 左大弁	河内寺山を族人の 墓域と認定 賜信濃国地百町
延暦20/ 閏1/1	正四位下	相模守	

年 次	位 階	官 職	備 考
延暦23/ 8/26 23/10/ 7 23/11/27	正四位下	左大弁・東宮學士・左衛士督・但馬守	紀伊國行幸御後長官
	正四位下	左大弁	獻物・賜綿二百斤
	正四位下	左大弁・東宮學士・但馬守	監僧綱政
延暦24/ 1/14 24/12/ 7	正四位下	參議	
	正四位下	參議・左大弁	德政論爭
大同元/ 1/28 3/17 5/18	正四位下	參議・大宰大貳	
	正四位下→正四位上	參議・大宰大貳	桓武天皇沒平城天皇即位
大同 3/ 4/ 3 3/ 6/28 3/11/ 4	正四位上	山陰道觀察使・民部卿	攝行東海道事
	正四位上	左大弁・山陰道觀察使	
	正四位上	左大弁・大藏卿	
大同 4/ 3/30	正四位上→從三位		
弘仁 2/ 1/21	從三位	參議・宮内卿・常陸守	上表致仕常陸守如故
弘仁 5/ 6/29	從三位	常陸守	薨 (74歳)

ところで、真道に関わって歴史上に最も著名な事件は延暦二十四（八〇五）年十二月の次の件と言えよう。

是の日、中納言近衛大将従三位藤原朝臣内麻呂殿上に侍る。勅有りて、参議右衛十督従四位下藤原朝臣緒嗣と、参議左大弁正四位下菅野朝臣真道とに天下の徳政を相論せしむ。時に緒嗣議して云はく、方今天下の苦しむ所は、軍事と造作となり。此の両事を停めば、百姓安んぜん。真道異議を確執して、肯んじ聽さず。帝は緒嗣の議を善しとし、即ち停廃に従う。有識これを聞きて感歎せざるは莫し。

治世の終わりを自覺し始めた桓武天皇は、国家的な二大事業であつた軍事（征夷）と造作（造都）の継続・停廃を信任していた二人の貴族官僚に諮詢したのである。若き俊英緒嗣が天皇の意向を察知して停廃を主張したのに対し、六十五歳の老境に到つていた真道はあくまでも継続すべしと論じた。延暦十六（七九七）年九月に令外官の勘解由使が設置され京官・国司らの政績を厳しく監察・審査する制度が成立する。真道は事实上初代勘解由使次官を務めたようで、次代の平城朝で勘解由使を觀察使に解消しようとした藤原緒嗣と対立していた。緒嗣は真道が強化しようとした解由制度の不備を指摘し、国家財政の破綻をもつて二大事業の継続を批判したのである。ただし、真道の真意がここに記されていることと同じであつたかどうかは明確ではなく、むしろ彼自身も停廃を是としていたのではないかと憶測される。御前での論議が成立するためには異論・反論止むなしということであつたと言えるだろう。有識が歎嘆したというのは緒嗣の直言と真道の老齢を含めてのことと考えられる。この年の始めに突然真道が参議に特任されたのも、天皇が彼の有能と功績を知悉していたからでもあろう。さらに、真道は桓武天皇その人の心底を推し量ることのできる側近官僚の一人でもあつたのである。

真道が官界に進出したきっかけははつきりとはわからない。彼の任官が確認できる最初は三十八歳の年、光仁天

皇の宝龜九（七七八）年二月に少内記に任じられたことである。少内記は中務省の被官で「詔勅を造り、凡て御所の記録の事を掌る」という文才ある者の就く任であった。真道はその頃には既にその文人としての学識を広く知られていたようである。

その後近江少目・右衛士少尉を経て延暦一（七八三）年正月、「夙夜公に在りて、恪勤懈らず」という勤務ぶりを賞せられ、外從五位下の叙位にあずかった。真道四十三歳の時である。その年五月には右衛士少尉と近江大掾を兼任し、翌三年四月右衛士大尉に、同十一月には左兵衛佐に就任した。これは左兵衛府の次官に当るポストで、宮城諸門内の警備に当る兵衛らを督察し非違を検察する任務を担当した。延暦三年は長岡遷都の当年であり、六月に突如遷都計画の発表があり、十一月には慌ただしく遷都が行われた。真道の左兵衛佐任官は遷都に対する反対派の不穏な動きがあるなかで、信頼の置ける人物を天皇親衛軍の実務的に極要なポストに配置するという措置の一環であろう。

次いで真道が四十五歳になつた延暦四（七八五）年十一月、内位の從五位下に転進し、同時に左兵衛佐のままで東宮学士に任せられた。東宮すなわち時の皇太子は桓武天皇の子安殿親王（後の平城天皇）であり、天皇は真道の学識と精勤とをもつて皇太子の教育と訓導にあてようとした。同年九月には藤原種繼暗殺事件が勃発し、十月に事件の首謀者と断ぜられた早良親王が廢太子となり憤死するという事態が発生する。天皇は実子安殿を皇太子に任じ、その側近に真道を据えたのである。このことからは彼がいかに天皇の信任厚い人物であつたかが推察されるのであり、東宮学士の任は桓武朝の終末まで続いたようで、天皇が真道に期待するところがいかに大きかつたかが推し量られるよう。

その後、延暦七（七八八）年二月伊予介を兼ね、同六月には図書助をも兼任することとなる。翌八年正月には從五位上に昇叙し、三月図書頭となる。中務省図書寮の長官である。彼が律令制官司の長官に就任したのはこれが初

めてで、翌九年三月時点での真道の肩書きは従五位上の位階を帯し「図書頭・伊予守・東宮学士・左兵衛佐」という劇官の兼任であった。これら四職のうち真道が得意としたのは言うまでもなく図書頭であり、その任は養老職員令に「経籍・図書、国史を修撰し、内典・仏像・宮内の礼俗、校写・装潢・功程、紙筆墨を給ふことを掌る」とある。経籍とは一般に礼記・周易・尚書・毛詩・春秋左氏伝・公羊伝・穀梁伝などの儒教に関する古典を意味し、図書は令集解の説明にもあるように「河図洛書之類」で、陰陽五行説・讖緯説を始めとする道家の哲学・自然科学・俗説を集成した書籍群と考えてよい。すなわち、図書寮には儒教・道教・仏教や中国の史書などに關係する多種多様な内外の典籍が保管されていたのであり、真道はこれらを自由に閲覧する立場にあつたわけである。しかも本寮には国史編纂という重い任務も課せられていた。延暦十六（七九七）年二月、史上第二の勅撰国史である『続日本紀』が完成し、真道と秋篠朝臣安人・中科宿祢巨都雄の三人がこれに携わったことが『日本後紀』延暦十六年二月十三日条（『類聚国史』卷百四十七・国史）に明記されている。

秋篠安人は延暦元（七八二）年五月に土師宿祢姓を改めて秋篠宿祢に変わり、同九年十二月には亡き高野新笠の母家に当る毛受腹の土師宿祢が大枝朝臣を授けられたのに連動して、秋篠朝臣の姓を賜っていることから明らかのように、桓武天皇及びその生母高野新笠の姻戚に連なる人物であった。続紀完成時の官位は従五位上左少弁兼右兵衛佐丹波守であり、即日に正五位上を賜与されている。また中科宿祢巨都雄については、先ほど引用した史料によると延暦十年正月に少外記で津連姓であったが、兄弟姉妹七人と共に「居に因りて中科宿祢を賜つた」人物で、明らかに真道の同族である。巨都雄がこの時に改賜姓に預かったのは前年の真道の改姓と関係があるとみられ、むしろ彼の挿入れによつて改姓が実現したものと推定してよからう。巨都雄はこの後いずれかの時点で「撰日本紀所」に出仕し、真道と共に『続日本紀』の編纂を完成させたと考えられる。続紀完成時の官位は外従五位下大外記兼常陸少掾であり、当日に内位の従五位下を授けられた。真道・安人・巨都雄の三人はいずれも桓武天皇の縁戚に連な

る人物であったことが明らかである。

『続日本紀』は文武天皇の元（六九七）年から桓武天皇の延暦十（七九一）年までの九代九十五年間の歴史を記したもので、四十巻から成る編年体の正史である。実は『続日本紀』編纂の経緯についてはその基礎となる文書・史籍類に問題があつたところから、かなり複雑な様相を呈しております、編纂が企図されたのは光仁天皇の時代であつたが、本格的な事業の開始時点は延暦十年とみられる。卷二十一～卷三十四（天平宝字二年八月～宝龟八年十二月）が完成したのは延暦十三年八月であり、右大臣藤原朝臣継繩・菅野真道・秋篠安人が編纂の主要メンバーであつた。その後延暦十三年から十六年の四年間に卷三十五～卷四十（宝龟九年～延暦十年）の六巻が完成奏上されたらしく、最後に卷一から卷二十（文武元年～天平宝字二年七月）が延暦十六年に完成した。複雑な選修経過についてはここでは一切言及しないが、いずれにせよ『続日本紀』の編纂に一貫して関わった人物こそが菅野真道であることには疑いがない。

先ほど指摘したように、真道は既に延暦七年六月図書助に任官し、八年三月には図書頭に昇進している。『続日本紀』の編纂に当つた令外官「撰日本紀所」が設置されたのは延暦十年のことであるが、桓武天皇は真道を図書頭に据えた時点で国史撰定の事業を密かに開始していた可能性が十分にあるのではないか。真道は天皇の意向を受け、図書寮に保管されている光仁朝に着手された国史編纂のための史料の収集・検討などの準備作業に携わつていたと推測されるのである。真道が図書頭を離れたのは延暦十年三月に後任の長津王と交代した時であろうから、「撰日本紀所」に出仕するのに合わせて降任したのだと考えられる。

桓武天皇が延暦十年を基点に『続日本紀』の編纂を開始したのは、延暦四年に起きた藤原種継暗殺事件・長岡京遷都や同四年及び延暦六年に執行した交野の郊祀、延暦八年末の実母高野新笠の亡没と謚号奉呈などの事績を盛り込むことが意図されていたと考えられる。『続日本紀』において奈良時代の天武系皇統から天智系皇統への皇統交

替の経緯の記述とその歴史的正当化が図られ、新皇統の始祖たる立場に立った桓武天皇は、それに見合う独自の国家構想を実現し記録に留めようとしたと考えられるのであり、菅野真道こそはそうした天皇の計画と意向に適任の侍臣であったのである。

人間の死には先が見えない。延暦七年五月には藤原百川の長女夫人旅子が三十歳で、延暦八年末の皇太后新笠の亡没直後、九年閏三月には皇后藤原乙牟漏が三十一歳の若さで亡くなっている。同年九月以後には皇太子安殿親王が原因不明の病気に悩まされることになる。相次ぐ近親の死去や皇太子の病疾という事態に危機感を懷いた天皇は急いで国史編纂を実現する必要性を痛感したのではないだろうか。そのための史料集成は既に真道の手で着々と進められていてから、既定の計画通り編纂の実務は推し進められたと言えよう。こうした点から言うと真道の功績はきわめて大きく、真道自身は桓武天皇の政治的構想の実現に寄与した最大の功労者のひとりと言うべきであろう。その現れが彼の上表文奉呈に關わる記事の内容であり、それが天皇の懷いていた新しい国家構想を補完する機能を果たしていくことを最早疑う余地はないであろう。では桓武天皇の新国家構想とは何であるのかについて、最後の章でまとめてみることにしよう。

#### VIII 日本帝国と諸蕃

桓武天皇は七代七十五年にわたり続いた大和国の平城京を捨て、山背（城）国に長岡・平安両京を相次いで造営した。天皇が平城京を停廢した理由にはさまざまな問題が絡んでいるようであるが、最大の要因は天命思想に基づく天智系皇統に相応しい王都の構築にあり、天武系皇統が作り上げてきた国家の再構築とその新たな政治的拠点「帝皇之邑」（『続日本紀』和銅元年二月十五日条）の造営を目指したと考えられる。桓武天皇は大宝・養老律令

に規定され構造化された前代までの国家体制を否定しようと/orするものではなく、その本質的な部分を継承しながらも、天皇が治世を挙げて自ら実践した諸政策の成果と独自の構想を加味して新たな帝国国家の首都を建設しようとしたのであり、平安京は日本天皇制的帝国国家の本質・特性を凝縮した国際都市として建設されたとみることができる。

造都とともに精力的に推進されたもうひとつの蝦夷征討戦争は、桓武天皇の国家構想がいかなる性格・本質のものであるかを端的に示している。天皇の教化・徳化に反抗する辺境地帯の蝦夷を国家の総力戦で征圧し、領域の拡大と蝦夷の公民化を推進して、中華帝国の霸者としての天皇の権力・權威を化内（華夏＝天皇の統治領域）に確立するという目的があつたのである。天皇の強力な支配権が既定の化内だけではなく化外（蛮夷の世界）にも及ぼされ、夷狄が自発的な態度をもつて天皇に平服し朝貢するという関係の構築は七世紀の阿倍比羅夫の北征以来の事業であつたが、桓武朝の征夷はそれまで行われてきた断続的な叛逆行動への個別的・臨機的な対応という性格のものではなく、國家の総力を挙げた計画的・意図的な夷狄征討戦争なのであり、華夷双方の世界を強力な統治力によつて領べる中華帝国の皇帝像の形成と実現が目指されたのである。

桓武天皇が構想した帝國像・皇帝像は対外的・国際的な関係領域にも及ぶものであり、ここにこそ桓武朝の独自性・創造性がより鮮明に顕在化していると言わなければならぬ。桓武天皇は東アジアに形成された唐帝国を中心とする世界秩序に対抗する日本帝國国家の再編成・再構築を企図し、その帝國像の中核部分に蕃国百濟を位置づけようとする新たな政策を実現しようとしたのである。天皇は延暦四（七八五）年十一月と同六（七八七）年十一月の二度にわたり、百濟王氏の本拠地交野において前漢以来の中国の皇帝祭祀とされる郊祀を行つてゐる。これもまた天皇の独自性を示す政績のひとつで、唐帝国に対抗する皇帝と日本帝國の内実を整えようとする行為であつたとみることができる。

既に指摘しておいたように百濟国・高句麗国は七世紀後半に滅亡し、やがて半島全域は新羅によって統一された。『古事記』『日本書紀』に記す神功皇后伝説には、皇后が新羅を征討し、新羅國主が天皇に「御馬甘」「飼部」として服属を誓つたとする。天武朝以後に来朝した新羅使はこの伝説に基づき日本天皇への朝貢使として遇され、新羅王は天皇の臣下として位置づけられた。また、八世紀初めには半島北部に渤海が建国し、神亀四（七二七）年に最初の使者が訪れるが、朝廷は渤海国にも朝貢外交を貫徹しようとした。しかるに新羅・渤海ともに唐帝国の冊封下にあり、時々の國際情勢に応じて日本との外交姿勢を変異させ、新羅は光仁天皇治世下に日本との国交を断絶した。したがつて、亡国百濟を従える日本帝国という国家像についてはある意味では幻想の帝国と言える。しかし、後に詳述するように、蕃国百濟に関わる政治的要素は天智・天武朝以来既に日本国内にさまざまな形で蓄積潜在しており、蕃国百濟を中心とする帝国像は桓武天皇の手で新たに創り上げられ練り直されたのだと言わなければならぬ。

桓武天皇は日本の歴代天皇のなかで異色の出自を有する天皇である。天皇の生母は「百濟系帰化人の後裔」と称する和（高野）新笠という女性であつた。帰化人を「蕃人」とし、その故国を「諸蕃」「外蕃」「蕃國」とみなす律令法に明記された規定がある。「蕃人」という語には蛮夷の人の意味が含まれ、「蕃國」という語の起源は中国周辺の従属国を意味しており、律令法は本家の中華帝国に起源をもつ法規・儀礼を日本国家の統治法に適用したものであつたので、生母を「蕃人」の後裔とする桓武天皇がまだ若い時期に血筋の問題で悩みやコンプレックスを抱えていたとする議論には一定の説得力がある。政治の表層には公然と顕在化していないが、当時の宫廷社会には「蕃人天皇」の出現を忌避する勢力がいた可能性があり、桓武の即位を異例な事態と考える研究者は天皇の出自をすこぶる重視する傾向があるのである。しかし、よくよく考えてみればそのような議論は根拠のない後世のうわさや恣意的な憶測によつており、天皇自身が出自の件をどのように捉えようとしていたのかについては不明であると言うべきであ

ろう。なぜなら、出自の件に関し天皇が自己の想いを明確に表明した文献上の手がかりは存在していないからである。

桓武天皇は延暦九（七九〇）年二月に「百濟王等は朕が外戚なり」との詔を発し、義慈王の系譜的子孫に当たる百濟王一族との血縁関係を明確に表明している。言葉の厳密な意味において桓武天皇は百濟王氏とは外戚関係にはないのであるが、「百濟王等」という表現は日本在住の「諸蕃」の帰化人全てが天皇との姻戚関係にあることを大胆にも表明したものと捉えることができるだろう。また、『続日本紀』延暦八（七八九）年十二月条末尾に引く明年正月十五日条には、「後の先は百濟の武寧王の子純陀太子より出づ」とあり、生母の祖先系譜が百濟王室につながっていることを明記しているのである。

これらの天皇の発言や見解の政治的意義が何であるのかという点や、そもそもそれが歴史的な事実であるのか否かについての問題は別の機会に詳論するので今は問わないことにするとして、桓武天皇の国家統治には他の天皇にはみられない特質が備わっていることがわかる。それは何なのかと言えば、右に引用した詔から窺えるように、天皇はむしろ積極的に自己を「蕃人」の系譜に位置づけることにより、「蕃国」である新羅・高句麗・渤海と百濟の王室系譜をも包摂した中華帝国日本の天皇として立ち現れたのである。とりわけ百濟国とその王家を日本国内において歴史的に従属させる日本国皇帝という国家構造の形成、これこそ桓武天皇がその治世において目指し実現させた新たな国家像であると結論づけることができる。天皇の侍臣菅野真道の足跡は天皇が企てた右の国家構想に積極的に対応しようとするきわめて重要な事例なのである。

桓武天皇は自身が天智系皇統の新たな開祖であるという自負を懷き、曾祖父に当たる天智天皇の治績に学ぶところがあつたのではないだろうか。天命開別命という天智天皇の諡号は天命思想にも傾倒した桓武天皇の強く意識したところであろうし、白村江敗戦（六六三年）前後の時期に百濟豊璋王への纏冠の授与（『日本書紀』天智即位前紀）

と百濟王への冊立（『日本書紀』天智元年五月条）、本国へ帰らず帰化の途を選んだ禪広王に対する王姓の賜与（『統日本紀』天平神護二年六月二十八日条）など百濟王氏に対する一連の措置は、諸蕃・蕃人政策を新たな帝国構想の要素として位置づけようとする桓武天皇にとってきわめて重要な先駆になつたと考えられるが、桓武天皇には天智天皇のみならず歴代天皇にはみられない歴史的与件が備わっていた。それが「蕃人」の血を受け継ぐ天皇だったという事実であり、天皇はその条件を能動的に活用したと言えるだろう。

ここで延暦十六（七九七）年二月の統日本紀撰定奏上に關わる上表文の一部を引用してみたい。先ほど詳しく述べたように『統日本紀』の最終的な撰定は菅野真道らによつて遂行されたので、上表文には真道ら引いては桓武天皇の国家觀がストレートに顯在化しているであろう。ただし、『日本後紀』の文章には字句の誤りがあるので『類聚国史』収載の文章を引用し、簡略な訓読文を併記しておく。

（上略）伏して惟みるに、天皇陛下、徳は四乳に光き、道は八眉に契ふ。明鏡を握みて以て萬機を惣べ、神珠を懷きて以て九域に臨み、遂に仁をして渤海の北に被らしめ、貊種心を帰し、威は日河の東に振ひ、毛狄息を屏めしむ。前代の未だ化せざるを化し、往帝の臣とせざるを臣し、魏々の盛威に非ざるよりは、孰れか能く此に與かむや。既にして辰を余閑に貟ひ、神を国典に留め、爰に真道等に勅して、其の事を銓次し、先業を揚げ奉らしむ。（下略）

〔訓読〕桓武天皇には天子としての「徳・道」が備わつていたため、正式に即位してまず「九域」に臨御し、さらには「仁」は「渤海の北」に及んで「貊種」をして服従せしめ、「威」は「日河の東」にまで振つて「毛狄」が畏れ慎しむに至つた。過去に王化に従わなかつた者や、臣従しなかつた者をこそつて従わせたのは、天皇の盛大な威力によるもので、真道らに史書の編纂が命じられた。

右の文にみえる「九域」とは即位後に桓武天皇が統治した「化内」＝中華の範囲を意味し、律令国家の既定の領域を指している。次に天皇の「仁」が「渤海の北」に及び「貊種」が服従したというのは、朝鮮半島の新羅・渤海が天皇の王化に服し蕃属国としての儀礼を行つてることを表現したもの、「威」が「日河の東」にまで振つて「毛狄」が畏れ慎んだというのは、言うまでもなく征夷戦争の成果を指し、日高見（北上）川の奥地にまで王化が貫徹されたことを述べたものである。すなわち右の文章は桓武天皇が統治する日本帝国の領域が「渤海の北」から「日河の東」にわたる範囲に及ぶことを明言したものなのであり、「渤海の北」の貊種を挙げているのは唐帝国の境外の地域に住む遊牧民にも天皇の王化が波及していることを誇示するものと言える。

百濟系渡来人の後裔で天皇の側近官僚となつた菅野真道はその学識と官僚としての政治的才智を重用され、造都の政策につきまとう問題では左兵衛佐を長らく務め天皇身辺の警護に精勤を重ねたほか、同時並行的に国史編纂事業と皇太子安殿親王の教育・訓導という要務にも抜擢された。とりわけ、後の職務はまさしく真道が上表文で語つてゐる辰孫王とその子太阿郎王の伝承的事績と完全に一致するもので、真道の桓武天皇への奉仕関係をそつくりそのまま祖先系譜の記述に反映させたものであった。神功・応神・仁德三朝の時期に在位した近肖古王・貴須王の百濟王家が自発的に日本王権に王宗の学識者を派遣し、日本における文教の興起を促したとする所伝が造作され、真道の始祖が他ならず貴須王の孫辰孫王であることが桓武天皇によつて公認されたのであり、真道の作文の背景には天皇の政治的意向・企図が強力に働いていたと考えられるのである。菅野真道は桓武天皇が承認した百濟王統譜につながる「蕃人」の中軸に位置づけられた寵遇の臣なのであつた。

〔参考文献〕

- ・石母田正『日本の古代國家』（岩波書店、一九七〇年）。
- ・石母田正「日本古代における國際意識について」・「天皇と「諸蕃」」（『日本古代國家論』第一部、岩波書店、一九七三年）。

- ・井上光貞「王仁の後裔氏族とその仏教」（『日本古代思想史の研究』岩波書店、一九八二年）。
- ・井上満郎「京都・躍動する古代」（ミネルヴァ書房、一九八一年）。
- ・井上満郎「渡来人」（リブロポート、一九八七年）。
- ・井上満郎「桓武天皇」（ミネルヴァ書房、二〇〇六年）。
- ・今井啓一「百濟王敬福」（綜芸社、一九六五年）。
- ・今井啓一「帰化人と社寺」（綜芸社、一九六九年）。
- ・上田正昭「帰化人」（中央公論社、一九六五年）。
- ・笠敏生「百濟王姓の成立と日本古代帝国」（『日本史研究』三一七、一九八九年）。
- ・加藤謙吉「吉士と西漢氏」（白水社、二〇〇一年）。
- ・加藤謙吉「大和政権とフミヒト制」（吉川弘文館、二〇〇一年）。
- ・金子修一「古代中国と皇帝祭祀」（汲古書院、二〇〇一年）。
- ・関晃「古代の帰化人」（関晃著作集第二巻、吉川弘文館、一九九六年）。
- ・中野高行「天智朝の帝国性」（『日本歴史』七四七、二〇一〇年）。
- ・奈良国立文化財研究所飛鳥資料館「日本古代の墓誌」（一九七七年）。
- ・西嶋定生「中国古代国家と東アジア世界」（東京大学出版会、一九八三年）。
- ・野村忠夫「桓武朝後半期の一、二の問題」（『古代学』十一・三・四、一九六二年）。
- ・林陸朗「長岡京の謎」（新人物往来社、一九七二年）。
- ・林陸朗「長岡・平安京と郊祀円丘」（『古代文化』二六一・二、一九七四年）。
- ・林陸朗「桓武天皇の政治理想」（山中裕編『平安時代の歴史と文学・歴史編』吉川弘文館、一九八一年）。
- ・林陸朗「桓武朝論」（雄山閣、一九九四年）。
- ・平野邦雄「帰化人と古代國家」（吉川弘文館、一九九三年）。
- ・村尾次郎「桓武天皇」（吉川弘文館、一九六三年）。